平成24年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	11							
対象	税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()						
要		年金制度の見直しに伴う所要の措置						
	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 望内容 住民税の所得割の課税標準となる総所得金額の計算に当たっては、地方税法第32条第2項にお では、地方税法第32条第2項においる。							
		・特例措置の内容 現在の公的年金制度については、制度創設時の前提や社会経済の状況等が大きく異なってきた結果、「産業構造や労働市場の変化に対応できていない」、「低年金・無年金者が存在している」等の課題が存在している。 これらの課題に対応するため、平成23年7月1日に閣議報告された「社会保障・税一体改革成案」において、「働き方やライフコースの選択に影響を与えない一元的な制度」「最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度」「国民から信頼され、財政的にも安定した制度」という年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を進めることとされたところである。 これを踏まえ、現在、社会保障審議会年金部会において、年金制度見直しの具体的な内容を検討しているところであり、この検討を踏まえ、必要に応じ税制上の所要の措置を講ずる。						
関係	条文	地方税法第32条第2項						
減 見辺		(初年度) — (平年度) — (単位:百万円)						
要望	理由	(1) 政策目的 現在の公的年金制度について生じている課題に対応するため、年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度 の改善を図る。						
		(2) 施策の必要性 現在の公的年金制度について生じている課題に対応するため、平成23年7月1日に閣議報告された「社会保障・税一体改革成案」を踏まえた現行制度の見直しを行うこととしており、その内容を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。						
本要:		_						
縮洞		ページ						

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 6「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金 制度改革の道筋をつける等により、高齢者の所得保障の充実を図る 6-1 年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する		
	政策の 達成目標	(要望の性格上、明示困難)		
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置		
	同上の期間中 の達成目標	地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する。		
	政策目標の 達成状況	(要望の性格上、明示困難)		
有効性	要望の措置の 適用見込み	(要望の性格上、明示困難)		
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	(要望の性格上、明示困難)		
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	所得税について、本要望と同様の要望を行っている。		
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	(該当なし)		
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	(該当なし)		
	要望の措置の 妥当性	(要望の性格上、明示困難)		
	ページ	_		

税負担軽減措置等の				
適用実績	i 巨 寸 0 7		_	
税負担軽減適用による効としての有効	课 (手段		_	
前回要望時の達成目標)		_	
前回要望時が 達成度及び目 達していな 理由	標に		_	
これまでの要	望経緯	(該当なし)		
	ページ		_	